

第6号様式

# 開 発 行 為 許 可 書

津市指令開第 206 号  
平成 30 年 7 月 18 日

株式会社ADI  
代表取締役 安田克志 様

津市長 前 葉 泰 幸



平成 30 年 7 月 9 日 付けで申請のありました次の開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により裏面の条件を付して許可します。

開発区域に含まれる地域の名称

津市芸濃町椋本字小場左馬6250番1ほか3筆

開発区域の面積

1,852.09㎡

予定建築物の用途

専用住宅（一戸建て）

## 許可条件

- 1 開発区域内の工事着手に際し、あらかじめ工事着手届出書（防災工事を含む）を提出すること。
- 2 都市計画法第32条の規定により協議された事項については確実に履行し協議者が報告を求める事項については遅滞なくこれを行うこと。
- 3 工事の施行状況については、津市都市計画法施行取扱規則第11条に規定する各工事の記録写真を作成しておき、工事完了届出書を提出する際に添付すること。
- 4 開発工事着手の際、及び一時中断の際には、完全な防災措置を講ずる等、付近地の災害防止に配慮すること。なお、不測の事態により災害が発生したときは、速やかに関係者と協議し、原状回復等適切な処置を行うこと。
- 5 付近住民及び開発区域に隣接する土地所有者の意見を尊重し、問題が生じないように留意すること。
- 6 許可のあった日から起算して2年以内に工事に着手すること。
- 7 開発工事に着手するときは、開発区域の見やすい場所に津市都市計画法施行取扱規則第10条に規定する標識を掲示すること。
- 8 開発行為により設置される公共施設については、当施設を管理することとなる者と中間検査の時点をあらかじめ協議し、遅滞なく検査を受けること。